

横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例（平成25年6月横浜市条例第30号）

新旧対照表（下線が改正部分）

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 自助（第6条—第13条）</p> <p>第3章 共助（第14条—第17条）</p> <p>附則</p> <p>横浜市は、多くの先人の努力により、関東大震災をはじめとする大規模な震災、風水害などの災害から復興を果たし、我が国で最大の人口規模を有する基礎的自治体へと発展してきた。</p> <p>一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、私たちはこれまでの想定を超える被害を目の当たりにし、災害の発生を防ぐための行政による対策の限界と、事前に防災の備えを講ずることで被害を少なくする「減災」の重要性を確認した。</p> <p>元禄型関東地震や首都直下の東京湾北部地震、南海トラフの大連動地震がひとたび発生すれば、ここ横浜でも甚大な被害が想定されることから、行政による対策はもとより、私たち市民一人一人が災害に備え、まずは自らの命を守る「自助」の理念をより具体化するとともに、都市化に伴う核家族化や少子高齢化が進展し、人と人との関係が希薄となっていることを踏まえ、近隣や地域において、市民が助け合い、かつ、支え合うことにより、災害から命を守る「共助」の理念をより具体化していく必要がある。</p> <p>こうした考えのもと、市民の命を守るため、災害時における市民及び事業者の「自助・共助」の役割を明らかにすることにより、災害を軽減する減災社会の実現を目指し、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害時における市民及び事業者の自助及び共助の理念並びにそれぞれの役割を明らかにすることにより、市民及び事業者の自発的な防災に関する活動の促進を図り、もって災害を軽減す</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 自助（第6条—第13条）</p> <p>第3章 共助（第14条—第17条）</p> <p>附則</p> <p>横浜市は、多くの先人の努力により、関東大震災をはじめとする大規模な震災、風水害などの災害から復興を果たし、我が国で最大の人口規模を有する基礎的自治体へと発展してきた。</p> <p>一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、私たちはこれまでの想定を超える被害を目の当たりにし、災害の発生を防ぐための行政による対策の限界と、事前に防災の備えを講ずることで被害を少なくする「減災」の重要性を確認した。</p> <p>元禄型関東地震や首都直下の東京湾北部地震、南海トラフの大連動地震がひとたび発生すれば、ここ横浜でも甚大な被害が想定されることから、行政による対策はもとより、私たち市民一人一人が災害に備え、まずは自らの命を守る「自助」の理念をより具体化するとともに、都市化に伴う核家族化や少子高齢化が進展し、人と人との関係が希薄となっていることを踏まえ、近隣や地域において、市民が助け合い、かつ、支え合うことにより、災害から命を守る「共助」の理念をより具体化していく必要がある。</p> <p>こうした考えのもと、市民の命を守るため、災害時における市民及び事業者の「自助・共助」の役割を明らかにすることにより、災害を軽減する減災社会の実現を目指し、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害時における市民及び事業者の自助及び共助の理念並びにそれぞれの役割を明らかにすることにより、市民及び事業者の自発的な防災に関する活動の促進を図り、もって災害を軽減す</p>

現行	改正後（案）
<p>る減災社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象及びこれに伴い発生する異常な現象により生ずる被害をいう。</p> <p>(2) 災害時 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。</p> <p>(3) 防災 災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。</p> <p>(4) 町の防災組織 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）のうち<u>防災に関する活動を行う自治会、町内会等をいう。</u></p> <p>(5) 地域防災拠点 あらかじめ市長が指定する小学校、中学校その他の<u>災害時における避難場所</u>としての機能を有すると認められる施設で、<u>避難場所、情報の受伝達を行うための拠点及び防災用の資材、機材等の備蓄場所として整備するもの</u>をいう。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 災害に関する対策は、次に掲げる理念を基本として実施されなければならない。</p> <p>(1) 市民及び事業者が、自己の責任により、災害から自らの安全を自らで守るという自助の理念</p> <p>(2) 市民及び事業者が、地域において互いに助け合い、互いを災害から守るという共助の理念</p> <p>（市民及び事業者の責務）</p> <p>第4条 市民及び事業者は、自助及び共助の理念に基づき、日頃から災害時への備えを心がけるとともに、地域における防災に関する活動及び横浜市（以下「市」という。）又は神奈川県（以下「県」という。）が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（自助及び共助を促進するための市の責務）</p> <p>第5条 市は、自助及び共助の理念を推進するための</p>	<p>る減災社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、<u>崖崩れ、土石流</u>、高潮、地震、津波、噴火、<u>地滑り</u>その他の異常な自然現象及びこれに伴い発生する異常な現象により生ずる被害をいう。</p> <p>(2) 災害時 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。</p> <p>(3) 防災 災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。</p> <p>(4) 町の防災組織 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）のうち自治会、町内会、<u>マンションの管理組合等をいう。</u></p> <p>(5) 地域防災拠点 あらかじめ市長が指定する小学校、中学校その他の<u>震災時における避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。）</u>としての機能を有すると認められる施設で、<u>情報の受伝達、救援物資の配布等</u>を行うための拠点及び防災用の資材、機材等の備蓄場所として<u>整備されたもの</u>をいう。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 災害に関する対策は、次に掲げる理念を基本として実施されなければならない。</p> <p>(1) 市民及び事業者が、自己の責任により、災害から自らの安全を自らで守るという自助の理念</p> <p>(2) 市民及び事業者が、地域において互いに助け合い、互いを災害から守るという共助の理念</p> <p>（市民及び事業者の責務）</p> <p>第4条 市民及び事業者は、自助及び共助の理念に基づき、日頃から災害時への備えを心がけるとともに、地域における防災に関する活動及び横浜市（以下「市」という。）又は神奈川県（以下「県」という。）が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（自助及び共助を促進するための市の責務）</p> <p>第5条 市は、自助及び共助の理念を推進するための</p>

現行	改正後（案）
<p>体制整備、自助及び共助の理念の重要性に関する啓発、防災に関する情報提供等を行い、市民及び事業者の自発的な防災に関する活動の促進を図るものとする。</p> <p>2 区長は、各区の地域性に応じて、自助及び共助の理念に基づく防災に関する施策を講ずるものとする。</p> <p>第2章 自助 (生活物資の備蓄等)</p> <p>第6条 市民は、日頃から災害時に備え、少なくとも3日分の食料、飲料水、医薬品等の生活物資を備蓄し、避難の際にこれらを持ち出すことができるように準備しておくとともに、防災に関する情報を収集する手段を確保しておくよう努めなければならない。</p> <p><u>(地震への備え)</u></p> <p>第7条 <u>市民及び事業者は、家具、家電製品、事業用機器及び設備その他の物品、設備等について、地震に伴い容易に転倒、落下等をしないよう適切な対策(窓ガラス等の飛散を防止するための対策を含む。)</u>を行うよう努めなければならない。</p> <p>(連絡方法の確認等)</p> <p>第8条 市民は、日頃から、災害時における家族等の安否の確認のための連絡方法、集合場所等を確認しておくよう努めなければならない。</p> <p>(防災知識の習得等)</p> <p>第9条 市民は、防災に関する研修会、訓練、ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めなければならない。</p> <p>2 前項の防災に関する活動を実施する者は、若年者</p>	<p>体制整備、自助及び共助の理念の重要性に関する啓発、防災に関する情報提供等を行い、市民及び事業者の自発的な防災に関する活動の促進を図るものとする。</p> <p>2 区長は、各区の地域性に応じて、自助及び共助の理念に基づく防災に関する施策を講ずるものとする。</p> <p>第2章 自助 (生活物資の備蓄等)</p> <p>第6条 市民は、日頃から災害時に備え、少なくとも3日分の食料、飲料水、医薬品等の生活物資を備蓄し、避難の際にこれらを持ち出すことができるように準備しておくとともに、防災に関する情報を収集する手段を確保しておくよう努めなければならない。</p> <p><u>(災害が発生するおそれがある危険な箇所の確認等)</u></p> <p>第7条 <u>市民は、自ら居住する地域において、日頃から、市、県又は関係機関が提供する防災に関する情報を活用し、災害が発生するおそれがある危険な箇所、災害時における避難場所、避難経路又は避難方法等を確認するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 市民は、次に掲げる事項その他の自らの安全を確保するために必要な事項を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>家具、家電製品その他の物品等について、地震に伴い容易に転倒、落下等をしないよう適切な対策(窓ガラス等の飛散を防止するための対策を含む。)</u></p> <p>(2) <u>暴風、豪雨、洪水、崖崩れ、高潮等により生ずる被害に備え、気象に関する情報、避難のための措置の発令等に応じて行動するための計画の作成</u> (連絡方法の確認等)</p> <p>第8条 市民は、日頃から、災害時における家族等の安否の確認のための連絡方法、集合場所等を確認しておくよう努めなければならない。</p> <p>(防災知識の習得等)</p> <p>第9条 市民は、防災に関する研修会、訓練、ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めなければならない。</p> <p>2 前項の防災に関する活動を実施する者は、若年者</p>

現行	改正後（案）
<p>が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、当該活動の実施に当たり、若年者の参加を促すよう努めなければならない。</p> <p><u>3 市民は、自ら居住する地域において、日頃から、市、県又は関係機関が提供する防災に関する情報を活用し、災害が発生するおそれがある危険な箇所、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の自らの安全を確保するために必要な事項を確認しておくよう努めなければならない。</u></p> <p>（自主避難等）</p> <p>第10条 市民は、災害時においては、自ら防災に関する情報の収集に努め、避難すべきと判断したときは、速やかに、自主的に避難するよう努めるとともに、<u>避難勧告</u>その他の避難のための措置の発令等があったときは、速やかに、これに応じて行動しなければならない。</p> <p>（従業者等の安全確保等）</p> <p>第11条 事業者は、その社会的責任を認識し、災害時における従業者及び顧客（以下「従業者等」という。）の安全を確保するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、事業者自らの負担及び責任において、事業所その他の施設及び設備の災害時における安全性を確保するとともに、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備に努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の従業者等の安全を確保するために必要な事項を確認し、これを従業者等に周知するよう努めなければならない。</p> <p>（事業活動の継続）</p> <p>第12条 事業者は、災害時において、事業活動を中断しないよう、又は中断した場合においては早期に再開できるよう事業活動を継続する体制の整備に努めなければならない。</p> <p>（従業者の一斉帰宅抑制等）</p> <p>第13条 事業者は、災害時において、公共交通機関が運行を停止し、復旧の見通しが無いときは、従業者等の安全を確保するため、従業者等に対する事業所</p>	<p>が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、当該活動の実施に当たり、若年者の参加を促すよう努めなければならない。</p> <p>（削除）</p> <p>（自主避難等）</p> <p>第10条 市民は、災害時においては、自ら防災に関する情報の収集に努め、避難すべきと判断したときは、速やかに、自主的に避難するとともに、<u>避難指示</u>その他の避難のための措置の発令等があったときは、速やかに、これに応じて行動しなければならない。</p> <p>（従業者等の安全確保等）</p> <p>第11条 事業者は、その社会的責任を認識し、災害時における従業者及び顧客（以下「従業者等」という。）の安全を確保するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、事業者自らの負担及び責任において、事業所その他の施設及び設備の災害時における安全性を確保するとともに、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備<u>その他の災害対策の推進を</u>図らなければならない。</p> <p>3 事業者は、<u>事業活動を行う地域において、日頃から、市、県又は関係機関が提供する防災に関する情報を活用し、災害が発生するおそれがある危険な箇所、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の従業者等の安全を確保するために必要な事項を確認し、これを従業者等に周知しなければならない。</u></p> <p>（事業活動の継続）</p> <p>第12条 事業者は、災害時において、事業活動を中断しないよう、又は中断した場合においては早期に再開できるよう<u>事業活動を継続するための計画の策定その他の事業活動を継続する体制の整備に努めなければならない。</u></p> <p>（従業者の一斉帰宅抑制等）</p> <p>第13条 事業者は、災害時において、公共交通機関が運行を停止し、復旧の見通しが無いときは、従業者等の安全を確保するため、従業者等に対する事業所</p>

現行	改正後（案）
<p>内での待機の指示その他の必要な措置を講じ、従業者等が一斉に帰宅することを抑制するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による従業者等の待機を維持する上で必要となる事業所内の環境を整備するとともに、少なくとも3日分の従業者等のための食料、飲料水等の生活物資を備蓄しておくよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、あらかじめ、災害時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者の家族その他の緊急連絡を要する者との複数の連絡手段の確保その他必要な準備をすべきことを従業者へ周知するよう努めなければならない。</p>	<p>内での待機の指示その他の必要な措置を講じ、従業者等が一斉に帰宅することを抑制するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による従業者等の待機を維持する上で必要となる事業所内の環境を整備するとともに、少なくとも3日分の従業者等のための食料、飲料水等の生活物資を備蓄しておくよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、あらかじめ、災害時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者の家族その他の緊急連絡を要する者との複数の連絡手段の確保その他必要な準備をすべきことを従業者へ周知するよう努めなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 共助 (町の防災組織)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 共助 (町の防災組織)</p>
<p>第14条 市民は、町の防災組織が互いに助け合って自らの地域を守る共助の中核をなす組織であることを認識し、その活動に積極的に参加するよう努めなければならない。</p> <p>2 町の防災組織は、市、事業者、関係機関等と連携し、防災に関する知識の普及、災害が発生するおそれがある危険な箇所の定期的な確認、防災訓練その他の災害を予防するための対策を地域の実情に合わせて日常的に行うとともに、災害時において、情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、救出救助その他の応急対策を実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 町の防災組織は、その活動の実施等に当たっては、若年者が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、若年者の参加を促すよう努めなければならない。</p> <p>4 町の防災組織以外の自主防災組織は、町の防災組織と連携協力して、防災に関する活動を実施するよう努めなければならない。</p>	<p>第14条 市民は、町の防災組織が互いに助け合って自らの地域を守る共助の中核をなす組織であることを認識し、その活動に積極的に参加するよう努めなければならない。</p> <p>2 町の防災組織は、市、事業者、関係機関等と連携し、防災に関する知識の普及、災害が発生するおそれがある危険な箇所の定期的な確認、防災訓練その他の災害を予防するための対策を地域の実情に合わせて日常的に行うとともに、災害時において、情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、救出救助その他の応急対策を実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 町の防災組織は、その活動の実施等に当たっては、若年者が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、若年者の参加を促すよう努めなければならない。</p> <p>4 町の防災組織以外の自主防災組織は、町の防災組織と連携協力して、防災に関する活動を実施するよう努めなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">(地域防災拠点の運営)</p>	<p style="text-align: center;">(地域防災拠点の運営)</p>
<p>第15条 市民は、地域防災拠点における安全かつ秩序ある避難生活の確保及び共助の理念に基づく防災に関する活動の充実を図るため、地域防災拠点運営委員会（地域防災拠点を運営するため、当該地域に居住する市民及び市の職員をもって構成された組織をいう。以下同じ。）の活動に協力し、これに積極的に参加するよう努めなければならない。</p>	<p>第15条 市民は、地域防災拠点における安全かつ秩序ある避難生活の確保及び共助の理念に基づく防災に関する活動の充実を図るため、地域防災拠点運営委員会（地域防災拠点を運営するため、当該地域に居住する市民及び市の職員をもって構成された組織をいう。以下同じ。）の活動に協力し、これに積極的に参加するよう努めなければならない。</p>

現行	改正後（案）
<p>2 地域防災拠点運営委員会は、避難者の安全及び安心を確保するため、女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に配慮した地域防災拠点の運営に努めなければならない。</p> <p>（災害時に備えた地域連携）</p> <p>第16条 町の防災組織及び事業者は、災害時における食料、飲料水、医薬品等の生活物資の供給、輸送等に関する協定を締結するなど、日頃から災害時に備えた地域連携を構築するよう努めなければならない。</p> <p>（災害時要援護者の支援）</p> <p>第17条 町の防災組織は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の災害時において特別な配慮、支援等を要する者（以下「災害時要援護者」という。）の安否確認、避難誘導、救出救助等を円滑に行うため、市と連携し、あらかじめ、当該地域における災害時要援護者に関する情報を把握するとともに、防災に関する活動に参加しやすい環境の整備その他の支援体制の整備に努めなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年9月条例第56号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>2 地域防災拠点運営委員会は、避難者の安全及び安心を確保するため、<u>感染症等の対策を行うほか、一人一人の人権を尊重し</u>、女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に配慮した地域防災拠点の運営に努めなければならない。</p> <p>（災害時に備えた地域連携）</p> <p>第16条 町の防災組織及び事業者は、災害時における食料、飲料水、医薬品等の生活物資の供給、輸送等に関する協定を締結するなど、日頃から災害時に備えた地域連携を構築するよう努めなければならない。</p> <p>（災害時要援護者の支援）</p> <p>第17条 町の防災組織は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の災害時において特別な配慮、支援等を要する者（以下「災害時要援護者」という。）の安否確認、避難誘導、救出救助等を円滑に行うため、市と連携し、あらかじめ、当該地域における災害時要援護者に関する情報を把握するとともに、防災に関する活動に参加しやすい環境の整備その他の支援体制の整備に努めなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年9月条例第56号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和〇年〇月条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。</u></p>

(仮称)よこはま防災力向上マンション認定制度について

政策・総務・財政委員会
令和3年9月22日
建築局

1 背景・目的

近年、台風や豪雨などの風水害が激甚化・頻発化しており、令和元年東日本台風（台風第19号）では、大雨に伴う内水氾濫などにより、首都圏の高層マンションにおいて電気設備が浸水し、居住継続が困難になるという被害が生じました。

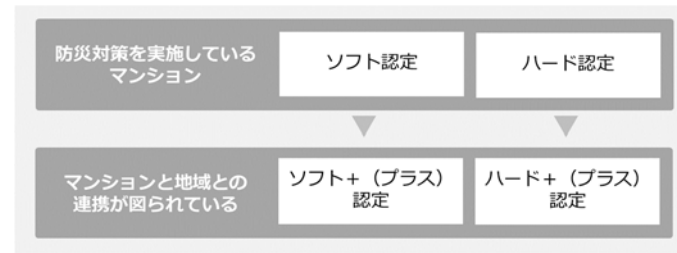
こうした中、災害に強いマンションの形成と、地域住民を含めた防災力の向上を図るため、防災対策を実施しているマンションを「(仮称)よこはま防災力向上マンション」として認定する新たな制度を令和3年度に創設します。

2 制度の概要

(1) 制度の考え方

防災対策を実施しているマンションのうち、防災活動などのソフト対策を実施しているマンションを「ソフト認定」、建物本体の防災対策を実施しているマンションを「ハード認定」としてそれぞれ認定します。

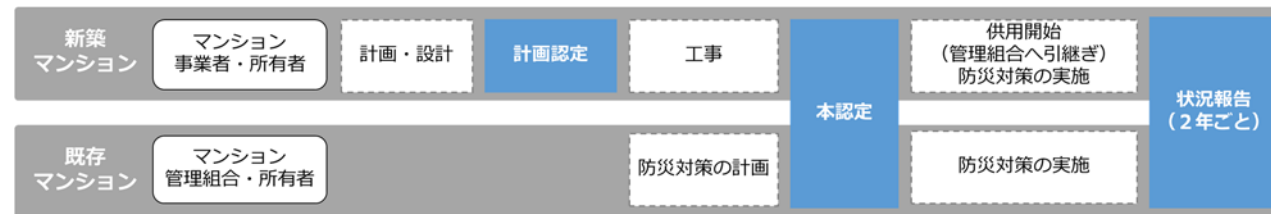
また、地域との連携が図られているマンションは、更にそれぞれ「ソフト+（プラス）認定」「ハード+（プラス）認定」として認定します。



(2) 認定対象

新築、既存、分譲、賃貸に関わらず、すべてのマンション（共同住宅）を認定対象とします。

(3) 認定手続き



※庁内の関係課で構成される認定委員会に諮り、認定を行います。

3 認定基準

(1) ソフト対策の認定基準

- ソフト認定：以下の項目をすべて満たすこと

項目	認定基準
防災組織・体制	自主防災組織の結成 ※賃貸の場合は、建物の被害状況や入居者の安否確認ができる体制の構築等
防災マニュアル	防災マニュアルの策定
防災訓練	マンション内の防災訓練を年1回以上実施
飲料水等の備蓄	飲料水、食料、トイレパックの備蓄（3日分）

- ソフト+（プラス）認定：上記に加え、以下の項目をひとつでも満たすこと

項目	認定基準
地域との協力体制	地域の自治会等との災害時の連携（地域防災拠点等との情報共有、地域の一時避難場所の開放など）についてあらかじめ協議
地域との防災訓練	地域の自治会等と連携・協力した防災訓練を年1回以上参加
地域交流活動	地域コミュニティの形成に寄与する取組に年1回以上参加

(2) ハード対策の認定基準

- ハード認定：以下の項目をすべて満たすこと

項目	認定基準
耐震性	新耐震基準相当の耐震性能
浸水対策	①ハザードマップ等を参考に浸水対策の目標水準の設定 ②目標水準に対する浸水対策（電気設備の上階設置、止水板・土嚢等の設置など）の実施
防災倉庫	延べ面積5㎡以上の防災倉庫の設置 （11階以上のマンションの場合は、5層以内ごとに1か所以上設置）
防災設備	小型発電機及び住宅に必要な防災備品（救助用資器材など）の設置
マンホールトイレ等（新築）	マンホールトイレ等の設置 （排水管や仮設テント、便器、排泄物を流すための水源を備えたもの）

- ハード+（プラス）認定：上記に加え、以下の項目をひとつでも満たすこと

項目	認定基準
地域の一時避難場所	災害時に周辺住民が避難できるスペースを敷地内に設置 （屋内・屋外は問わない。水害を想定する場合には想定される浸水深より上部に設置）
地域の浸水対策	地域のための雨水貯留浸透施設等の整備
地域共用の防災倉庫等	防災倉庫、防災設備、マンホールトイレ等（新築）を地域の自治会等と共用
地域交流施設	地域コミュニティの形成に寄与する施設（地域の自治会等が使用できる集会室、コワーキングスペースなど）の設置

4 制度活用促進策

(1) 認定証の交付・市のホームページでのPR

認定するマンションの事業者、所有者又は管理組合に対し、エントランス等に掲示することができる認定証を交付するとともに、認定内容を本市のホームページに掲載します。これらにより、防災対策が充実したマンションとして周知されるとともに、今後の防災活動の励みになることが期待できます。

(2) 防災アドバイザー派遣

認定を取得するマンションの管理組合等に対して、マンションの防災対策に関するアドバイスを行う専門家・団体を派遣し、活動の支援を行います。

(3) 容積率等の緩和 ※検討中

市街地環境設計制度等を活用し、認定を取得したマンションの地域の一時避難場所や防災倉庫に対して、容積率等の緩和を適用します。

5 今後のスケジュール

9月22日	意見公募に係る記者発表
9月27日～10月26日	意見公募
11月～12月	意見内容の反映検討、要綱等策定
1月	記者発表、認定制度開始

「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」の 一部改正における市民意見募集実施要領（案）

1 募集期間

令和3年9月27日（月）から10月29日（金）まで

2 配布場所

- (1) 各区役所
- (2) 市民情報センター
- (3) 議会局

※別途、市内の市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校にも配付します。

3 情報発信

- (1) 市会ホームページ
- (2) 市会 Facebook
- (3) 市会 Twitter

4 意見の提出方法

- (1) 横浜市会ホームページからの応募
- (2) 電子メール
- (3) ファクシミリ
- (4) 郵送又は持参

※ (2)～(4)については、御意見及び提出者の属性が記入されていれば、様式は問いません。

※ いただいた御意見は当委員会に資料として配付させていただく予定です。

5 意見募集内容

別紙チラシのとおり

6 その他

- (1) 電話や来庁による口頭での意見の申し出についてはお受けしません。
- (2) 意見に対する個別の回答は行わないこととします。

横浜市災害時における 自助及び共助の推進 に関する条例の一部改正について 皆様のご意見を募集します！

〔募集期間〕 令和3年9月27日（月）から10月29日（金）まで

〔応募方法〕 ホームページからの応募、電子メール、郵便など

（最終ページの「応募方法」をご覧ください）

応募フォームはこちら⇒



東日本大震災から10年という節目であり、また、近年、気候変動の影響から自然災害が激甚化し、各地で被害が多発しています。このような自然災害に対応していくためには、市民及び事業者の皆様が大規模災害の発生時に自身の命を守り、互いに助け合うために、日頃から準備を行う必要性が高まっています。

東日本大震災の教訓を風化させることなく、また時代の変化に即したものとするため、条例の一部改正を行い、市民及び事業者の皆様が自助・共助の取組をより一層推進すべきと考えました。

そこで、横浜市会 政策・総務・財政委員会では、平成25年に制定した「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」の一部を改正すべく、検討を進めていますので、皆様のご意見を是非お聴かせください。

《条例改正のポイント》

1. 風水害対策の充実
2. 事業者、地域防災拠点の対策充実
3. 自主避難の強化



条例の主な改正点

1 「災害」の定義

災害対策基本法の定義を踏まえ、異常な自然現象の例示として「崖崩れ」、「土石流」、「地滑り」を追加します。

2 「町の防災組織」の定義

マンションによる防災活動が進んでいるため、マンション管理組合を明記します。

3 「地域防災拠点」の定義

「避難所」であることを明確にし、地域防災拠点の成り立ちの経緯等を踏まえた文言の整理を行います。

4 「風水害」も想定した対策の充実

「地震への備え」だけでなく、「風水害への備え」として、「マイ・タイムライン」の作成など、安全を確保するために必要な事項を行うことを明記します。

5 自主避難の強化

避難指示等が出される前であっても、自身で避難すべきと判断したときは、速やかに、自主的に避難することを明確化します。

6 事業者による対策の充実

- (1) 消火、救出救助に関する資材・機材の整備、またその他の災害対策全般の推進を図ります。
- (2) 従業者等の安全を確保するために必要な事項に従業者等へ周知することを徹底します。
- (3) 事業活動を継続するための計画を作成することを例示します。

7 地域防災拠点における配慮事項等

避難者の人権の尊重及び感染症等の対策を行うことを明記します。

8 法改正による整理

災害対策基本法の一部改正に伴い、「避難勧告」を「避難指示」に改めます。

新旧対照表（下線が改正部分）

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 自助（第6条—第13条）</p> <p>第3章 共助（第14条—第17条）</p> <p>附則</p> <p>横浜市は、多くの先人の努力により、関東大震災をはじめとする大規模な震災、風水害などの災害から復興を果たし、我が国で最大の人口規模を有する基礎的自治体へと発展してきた。</p> <p>一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、私たちはこれまでの想定を超える被害を目の当たりにし、災害の発生を防ぐための行政による対策の限界と、事前に防災の備えを講ずることで被害を少なくする「減災」の重要性を確認した。</p> <p>元禄型関東地震や首都直下の東京湾北部地震、南海トラフの大連動地震がひとたび発生すれば、ここ横浜でも甚大な被害が想定されることから、行政による対策はもとより、私たち市民一人一人が災害に備え、まずは自らの命を守る「自助」の理念をより具体化するとともに、都市化に伴う核家族化や少子高齢化が進展し、人と人との関係が希薄となっていることを踏まえ、近隣や地域において、市民が助け合い、かつ、支え合うことにより、災害から命を守る「共助」の理念をより具体化していく必要がある。</p> <p>こうした考えのもと、市民の命を守るため、災害時における市民及び事業者の「自助・共助」の役割を明らかにすることにより、災害を軽減する減災社会の実現を目指し、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害時における市民及び事業者の自助及び共助の理念並びにそれぞれの役割を明らかにすることにより、市民及び事業者の自発的な防災に関する活動の促進を図り、もって災害を軽減する減災社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 自助（第6条—第13条）</p> <p>第3章 共助（第14条—第17条）</p> <p>附則</p> <p>横浜市は、多くの先人の努力により、関東大震災をはじめとする大規模な震災、風水害などの災害から復興を果たし、我が国で最大の人口規模を有する基礎的自治体へと発展してきた。</p> <p>一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、私たちはこれまでの想定を超える被害を目の当たりにし、災害の発生を防ぐための行政による対策の限界と、事前に防災の備えを講ずることで被害を少なくする「減災」の重要性を確認した。</p> <p>元禄型関東地震や首都直下の東京湾北部地震、南海トラフの大連動地震がひとたび発生すれば、ここ横浜でも甚大な被害が想定されることから、行政による対策はもとより、私たち市民一人一人が災害に備え、まずは自らの命を守る「自助」の理念をより具体化するとともに、都市化に伴う核家族化や少子高齢化が進展し、人と人との関係が希薄となっていることを踏まえ、近隣や地域において、市民が助け合い、かつ、支え合うことにより、災害から命を守る「共助」の理念をより具体化していく必要がある。</p> <p>こうした考えのもと、市民の命を守るため、災害時における市民及び事業者の「自助・共助」の役割を明らかにすることにより、災害を軽減する減災社会の実現を目指し、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害時における市民及び事業者の自助及び共助の理念並びにそれぞれの役割を明らかにすることにより、市民及び事業者の自発的な防災に関する活動の促進を図り、もって災害を軽減する減災社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の</p>

意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象及びこれに伴い発生する異常な現象により生ずる被害をいう。
- (2) 災害時 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。
- (3) 防災 災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。
- (4) 町の防災組織 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）のうち防災に関する活動を行う自治会、町内会等をいう。
- (5) 地域防災拠点 あらかじめ市長が指定する小学校、中学校その他の災害時における避難場所としての機能を有すると認められる施設で、避難場所、情報の受伝達を行うための拠点及び防災用の資材、機材等の備蓄場所として整備するものをいう。

（基本理念）

第3条 災害に関する対策は、次に掲げる理念を基本として実施されなければならない。

- (1) 市民及び事業者が、自己の責任により、災害から自らの安全を自らで守るという自助の理念
- (2) 市民及び事業者が、地域において互いに助け合い、互いを災害から守るという共助の理念

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、自助及び共助の理念に基づき、日頃から災害時への備えを心がけるとともに、地域における防災に関する活動及び横浜市（以下「市」という。）又は神奈川県（以下「県」という。）が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（自助及び共助を促進するための市の責務）

第5条 市は、自助及び共助の理念を推進するための体制整備、自助及び共助の理念の重要性に関する啓発、防災に関する情報提供等を行い、市民及び事業者の自発的な防災に関する活動の促進を図るものとする。

意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象及びこれに伴い発生する異常な現象により生ずる被害をいう。
- (2) 災害時 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。
- (3) 防災 災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。
- (4) 町の防災組織 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）のうち自治会、町内会、マンションの管理組合等をいう。
- (5) 地域防災拠点 あらかじめ市長が指定する小学校、中学校その他の震災時における避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。）としての機能を有すると認められる施設で、情報の受伝達、救援物資の配布等を行うための拠点及び防災用の資材、機材等の備蓄場所として整備されたものをいう。

（基本理念）

第3条 災害に関する対策は、次に掲げる理念を基本として実施されなければならない。

- (1) 市民及び事業者が、自己の責任により、災害から自らの安全を自らで守るという自助の理念
- (2) 市民及び事業者が、地域において互いに助け合い、互いを災害から守るという共助の理念

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、自助及び共助の理念に基づき、日頃から災害時への備えを心がけるとともに、地域における防災に関する活動及び横浜市（以下「市」という。）又は神奈川県（以下「県」という。）が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（自助及び共助を促進するための市の責務）

第5条 市は、自助及び共助の理念を推進するための体制整備、自助及び共助の理念の重要性に関する啓発、防災に関する情報提供等を行い、市民及び事業者の自発的な防災に関する活動の促進を図るものとする。

2 区長は、各区の地域性に応じて、自助及び共助の理念に基づく防災に関する施策を講ずるものとする。

第2章 自助

(生活物資の備蓄等)

第6条 市民は、日頃から災害時に備え、少なくとも3日分の食料、飲料水、医薬品等の生活物資を備蓄し、避難の際にこれらを持ち出すことができるように準備しておくとともに、防災に関する情報を収集する手段を確保しておくよう努めなければならない。

(地震への備え)

第7条 市民及び事業者は、家具、家電製品、事業用機器及び設備その他の物品、設備等について、地震に伴い容易に転倒、落下等をしないよう適切な対策(窓ガラス等の飛散を防止するための対策を含む。)を行うよう努めなければならない。

(連絡方法の確認等)

第8条 市民は、日頃から、災害時における家族等の安否の確認のための連絡方法、集合場所等を確認しておくよう努めなければならない。

(防災知識の習得等)

第9条 市民は、防災に関する研修会、訓練、ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めなければならない。

2 前項の防災に関する活動を実施する者は、若年者が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、当該活動の実施に当たり、若年者の参加を促すよう努めなければならない。

3 市民は、自ら居住する地域において、日頃から、市、県又は関係機関が提供する防災に関する情報を

2 区長は、各区の地域性に応じて、自助及び共助の理念に基づく防災に関する施策を講ずるものとする。

第2章 自助

(生活物資の備蓄等)

第6条 市民は、日頃から災害時に備え、少なくとも3日分の食料、飲料水、医薬品等の生活物資を備蓄し、避難の際にこれらを持ち出すことができるように準備しておくとともに、防災に関する情報を収集する手段を確保しておくよう努めなければならない。

(災害が発生するおそれがある危険な箇所の確認等)

第7条 市民は、自ら居住する地域において、日頃から、市、県又は関係機関が提供する防災に関する情報を活用し、災害が発生するおそれがある危険な箇所、災害時における避難場所、避難経路又は避難方法等を確認するよう努めなければならない。

2 市民は、次に掲げる事項その他の自らの安全を確保するために必要な事項を行うよう努めなければならない。

(1) 家具、家電製品その他の物品等について、地震に伴い容易に転倒、落下等をしないような適切な対策(窓ガラス等の飛散を防止するための対策を含む。)

(2) 暴風、豪雨、洪水、崖崩れ、高潮等により生ずる被害に備え、気象に関する情報、避難のための措置の発令等に応じて行動するための計画の作成

(連絡方法の確認等)

第8条 市民は、日頃から、災害時における家族等の安否の確認のための連絡方法、集合場所等を確認しておくよう努めなければならない。

(防災知識の習得等)

第9条 市民は、防災に関する研修会、訓練、ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めなければならない。

2 前項の防災に関する活動を実施する者は、若年者が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、当該活動の実施に当たり、若年者の参加を促すよう努めなければならない。

(削除)

活用し、災害が発生するおそれがある危険な箇所、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の自らの安全を確保するために必要な事項を確認しておくよう努めなければならない。

(自主避難等)

第10条 市民は、災害時においては、自ら防災に関する情報の収集に努め、避難すべきと判断したときは、速やかに、自主的に避難するよう努めるとともに、避難勧告その他の避難のための措置の発令等があったときは、速やかに、これに応じて行動しなければならない。

(従業者等の安全確保等)

第11条 事業者は、その社会的責任を認識し、災害時における従業者及び顧客(以下「従業者等」という。)の安全を確保するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業者自らの負担及び責任において、事業所その他の施設及び設備の災害時における安全性を確保するとともに、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備に努めなければならない。

3 事業者は、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の従業者等の安全を確保するために必要な事項を確認し、これを従業者等に周知するよう努めなければならない。

(事業活動の継続)

第12条 事業者は、災害時において、事業活動を中断しないよう、又は中断した場合においては早期に再開できるよう事業活動を継続する体制の整備に努めなければならない。

(従業者の一斉帰宅抑制等)

第13条 事業者は、災害時において、公共交通機関が運行を停止し、復旧の見通しがないときは、従業者等の安全を確保するため、従業者等に対する事業所内での待機の指示その他の必要な措置を講じ、従業者等が一斉に帰宅することを抑制するよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の規定による従業者等の待機を維持する上で必要となる事業所内の環境を整備するとともに、少なくとも3日分の従業者等のための食料、

(自主避難等)

第10条 市民は、災害時においては、自ら防災に関する情報の収集に努め、避難すべきと判断したときは、速やかに、自主的に避難するとともに、避難指示その他の避難のための措置の発令等があったときは、速やかに、これに応じて行動しなければならない。

(従業者等の安全確保等)

第11条 事業者は、その社会的責任を認識し、災害時における従業者及び顧客(以下「従業者等」という。)の安全を確保するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業者自らの負担及び責任において、事業所その他の施設及び設備の災害時における安全性を確保するとともに、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備その他の災害対策の推進を図らなければならない。

3 事業者は、事業活動を行う地域において、日頃から、市、県又は関係機関が提供する防災に関する情報を活用し、災害が発生するおそれがある危険な箇所、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の従業者等の安全を確保するために必要な事項を確認し、これを従業者等に周知しなければならない。

(事業活動の継続)

第12条 事業者は、災害時において、事業活動を中断しないよう、又は中断した場合においては早期に再開できるよう事業活動を継続するための計画の策定その他の事業活動を継続する体制の整備に努めなければならない。

(従業者の一斉帰宅抑制等)

第13条 事業者は、災害時において、公共交通機関が運行を停止し、復旧の見通しがないときは、従業者等の安全を確保するため、従業者等に対する事業所内での待機の指示その他の必要な措置を講じ、従業者等が一斉に帰宅することを抑制するよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の規定による従業者等の待機を維持する上で必要となる事業所内の環境を整備するとともに、少なくとも3日分の従業者等のための食料、

飲料水等の生活物資を備蓄しておくよう努めなければならない。

- 3 事業者は、あらかじめ、災害時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者の家族その他の緊急連絡を要する者との複数の連絡手段の確保その他必要な準備をすべきことを従業者へ周知するよう努めなければならない。

第3章 共助

(町の防災組織)

第14条 市民は、町の防災組織が互いに助け合って自らの地域を守る共助の中核をなす組織であることを認識し、その活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

- 2 町の防災組織は、市、事業者、関係機関等と連携し、防災に関する知識の普及、災害が発生するおそれがある危険な箇所の定期的な確認、防災訓練その他の災害を予防するための対策を地域の実情に合わせて日常的に行うとともに、災害時において、情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、救出救助その他の応急対策を実施するよう努めなければならない。

- 3 町の防災組織は、その活動の実施等に当たっては、若年者が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、若年者の参加を促すよう努めなければならない。

- 4 町の防災組織以外の自主防災組織は、町の防災組織と連携協力して、防災に関する活動を実施するよう努めなければならない。

(地域防災拠点の運営)

第15条 市民は、地域防災拠点における安全かつ秩序ある避難生活の確保及び共助の理念に基づく防災に関する活動の充実を図るため、地域防災拠点運営委員会（地域防災拠点を運営するため、当該地域に居住する市民及び市の職員をもって構成された組織をいう。以下同じ。）の活動に協力し、これに積極的に参加するよう努めなければならない。

- 2 地域防災拠点運営委員会は、避難者の安全及び安心を確保するため、女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に配慮した地域防災拠点の運営に努めなければならない。

(災害時に備えた地域連携)

第16条 町の防災組織及び事業者は、災害時における食料、飲料水、医薬品等の生活物資の供給、輸送等

飲料水等の生活物資を備蓄しておくよう努めなければならない。

- 3 事業者は、あらかじめ、災害時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者の家族その他の緊急連絡を要する者との複数の連絡手段の確保その他必要な準備をすべきことを従業者へ周知するよう努めなければならない。

第3章 共助

(町の防災組織)

第14条 市民は、町の防災組織が互いに助け合って自らの地域を守る共助の中核をなす組織であることを認識し、その活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

- 2 町の防災組織は、市、事業者、関係機関等と連携し、防災に関する知識の普及、災害が発生するおそれがある危険な箇所の定期的な確認、防災訓練その他の災害を予防するための対策を地域の実情に合わせて日常的に行うとともに、災害時において、情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、救出救助その他の応急対策を実施するよう努めなければならない。

- 3 町の防災組織は、その活動の実施等に当たっては、若年者が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、若年者の参加を促すよう努めなければならない。

- 4 町の防災組織以外の自主防災組織は、町の防災組織と連携協力して、防災に関する活動を実施するよう努めなければならない。

(地域防災拠点の運営)

第15条 市民は、地域防災拠点における安全かつ秩序ある避難生活の確保及び共助の理念に基づく防災に関する活動の充実を図るため、地域防災拠点運営委員会（地域防災拠点を運営するため、当該地域に居住する市民及び市の職員をもって構成された組織をいう。以下同じ。）の活動に協力し、これに積極的に参加するよう努めなければならない。

- 2 地域防災拠点運営委員会は、避難者の安全及び安心を確保するため、感染症等の対策を行うほか、一人一人の人権を尊重し、女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に配慮した地域防災拠点の運営に努めなければならない。

(災害時に備えた地域連携)

第16条 町の防災組織及び事業者は、災害時における食料、飲料水、医薬品等の生活物資の供給、輸送等

に関する協定を締結するなど、日頃から災害時に備えた地域連携を構築するよう努めなければならない。

(災害時要援護者の支援)

第17条 町の防災組織は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の災害時において特別な配慮、支援等を要する者(以下「災害時要援護者」という。)の安否確認、避難誘導、救出救助等を円滑に行うため、市と連携し、あらかじめ、当該地域における災害時要援護者に関する情報を把握するとともに、防災に関する活動に参加しやすい環境の整備その他の支援体制の整備に努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

に関する協定を締結するなど、日頃から災害時に備えた地域連携を構築するよう努めなければならない。

(災害時要援護者の支援)

第17条 町の防災組織は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の災害時において特別な配慮、支援等を要する者(以下「災害時要援護者」という。)の安否確認、避難誘導、救出救助等を円滑に行うため、市と連携し、あらかじめ、当該地域における災害時要援護者に関する情報を把握するとともに、防災に関する活動に参加しやすい環境の整備その他の支援体制の整備に努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和〇年〇月条例第〇号)

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。

募集期間

令和3年9月 27 日(月)～10 月 29 日(金)

問合せ先
横浜市議会事務局議事課
TEL 045-671-3045

応募方法

次のいずれかの方法で提出してください。

- ①横浜市会ホームページからの応募 <https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/>(横浜市会トップページ)
- ②電子メール gi-giji@city.yokohama.jp ※件名を「市民意見募集」とし、設問へのご意見等をメール本文に記載してください。
- ③ファクシミリ 045-681-7388 ※前頁の回答欄をご利用ください。件名は「市民意見募集」としてください。
- ④郵送又は持参 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市議会事務局議事課

※下記封筒を切り取ってご利用ください。(切手不要。10月29日消印有効)
持参の場合は平日8時45分～17時15分の開庁時間にご持参ください。



※応募フォームはこちら⇒

のりしろ

2 3 1 - 8 7 9 0
0 0 5

横浜市中区本町6-50-10
横浜市議会事務局議事課

「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」
一部改正の意見募集
担当 行

のりしろ

※応募フォームはこちら⇒

のりしろ

※電話や口頭のご意見の応募はできませんのでご了承ください。
また、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。